

学校給食用備品納入に係る全般的な指示事項

- 1 機器の詳細な仕様は、別紙「仕様書」のとおりとする。
- 2 見積もる価格には、機器を直ちに使用できる状態にするために必要な、付随する器具及び工事費用等（機器及び付随品の設計・製造・調達費、機器及び付随品の運搬・搬入据付費、各種配管接続費、電気配線接続費、試運転調整費等）も含めること。
- 3 見積もりに際して、設置場所等の確認を要する場合には、必ず事前に学校の下承を得ること。
また、最大限学校の都合を尊重して日程調整を行うこと。
- 4 別紙「仕様書」に記載された機器と異なるもの（同等（以上）品）で見積もる場合には、以下の条件を満たすものを選定すること。
 - (1) 能力や材質等が「仕様書」記載の機器と同等以上と認められること。
 - (2) 既存の給水・給湯・ガス・排水の配管類及び電気設備と問題なく接続が可能なものであること。
 - (3) 機器の設置予定場所に、問題なく搬入・据付が可能な寸法であること。
- 5 同等（以上）品での見積もりを行う場合には、機器単品図やカタログの写し（同等品の定価が確認できるもの）等を提出のうえで、事前に千葉県教育委員会学校教育部保健体育課へ相談し、承認を得ること。事前の相談がない場合、及び同等品としての承認が得られなかった場合には、別紙「仕様書」に記載された機器により見積もるものとする。
- 6 同等（以上）品での見積もりを行った場合において、同等（以上）品の搬入・据付に伴い、機器の追加加工や、既存の給水・給湯・ガス・排水設備への追加工事等の必要が生じた場合には、納入者の負担において対応すること。
- 7 納入に際しては、機器の搬入経路、配置場所、配管配線類の詳細な位置、電気容量、電圧、アース、コンセントの種類等を確認し、機器の据付時及び納入完了後に問題を生じさせないこと。

- 8 機器の搬入据付は、学校及び千葉市教育委員会学校教育部保健体育課と打ち合わせのうえで実施すること。なお、これに対する費用は納入者の負担とすること。
- 9 機器の搬入時には、床や壁を傷めることのないよう、納入者にて十分に養生を行うこと。また、万一床・壁等の施設やその他の設備を汚損・破損した場合には、速やかに学校及び千葉市教育委員会学校教育部保健体育課へ報告するとともに、納入者の負担において原状に回復させること。
- 10 ガス工事・電源接続工事が必要な機器を据え付ける場合には、適切な工事技術を持つ者が行うこと。
- 11 機器の搬入・据付に伴い発生した残材等は納入者の負担において処分すること。
- 12 ボイラーその他の火を使用する機器を設置する場合には、所轄の消防署に「火を使用する設備等設置届」を提出すること。
- 13 物品検査の際は、納入機器を熟知した責任者が立ち会うこと。
- 14 納入した機器について、試運転調整を行うこと。なお、試運転調整に係る一切の費用は、納入者にて負担すること。また、試運転調整実施の際に、故障・異常・製品の汚損、破損等不具合が発見された場合は、速やかに納入者の負担において対応すること。
- 15 納入した各機器には取扱説明書を添付するとともに、学校の職員に対して、使用方法の説明を行うこと。なお、これに伴い発生する一切の費用は、納入者にて負担すること。
- 16 機器納入後1年間は保証期間とし、その間に生じた故障の修繕は納入者の負担とする。また、万一、機器の製造過程での不良や、据付けの際の不備等が原因で、機器が所定の性能を発揮しない場合には、納入年数の経過にかかわらず、納入者の負担において点検整備、改造、修理、部品交換等を行うこと。
- 17 エアコンを設置する場合は、ブロックと地面（コンクリート）、室外機本体とブロックはボルト、ナット等の金具で固定すること。なお、固定に使用する金具は盗難防止の処置が施されたものを使用すること。